

小浜市ふるさと納税協力事業者登録要項

1 目的

この要項は、ふるさと納税制度を活用し、本市への寄附促進および本市の魅力や地元特産品のPR、地元産業の活性化を図るため、本市へふるさと納税を行った寄附者に対して、贈呈するお礼の品の提供を行う、小浜市ふるさと納税協力事業者（以下「協力事業者」という。）の登録において、必要な事項を定めるものとする。

2 要件

登録できる協力事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に本社、支社、事業所、工場等のいずれかを有する法人、団体または個人事業者であること。ただし、平成31年総務省告示第179号第5条第8号に該当するお礼の品を提供している場合は、審査の上、対象となる場合がある。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力でない者、または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 上記のほか、市長が特に認めた者。

3 お礼の品

本市が募集するお礼の品として提供することができる商品等は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準に該当していること。
- (2) 本市の魅力や特産品等のPRにつながるものであること。
- (3) お礼の品の品質および数量について、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定、数量限定として供給可能なものはこの限りではない。
- (4) 本市のふるさと納税業務の委託を受けた事業者（以下「委託事業者」という。）からの発注後、協力事業者自らが、速やかに発送できるものであること。
- (5) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示法、不当競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。

4 寄附金額

寄附金額については、返礼品代金が寄附金額の3割以下の範囲となるよう、本市が個別に定めることとする。

5 申込方法

別紙「小浜市ふるさと納税協力事業者登録申込書」に必要事項を記入し、11の応募・問い合わせ先まで持参、メール、またはFAXにて提出すること。

6 申込期間

登録の申込は随時行うこととする。

7 お礼の品の選考

- (1) お礼の品の選考にあたっては、本市のふるさと納税のお礼の品として適切と認められるか総合的に判断し決定する。お礼の品として決定した商品等については、その旨を協力事業者へ通知する。
- (2) 一度お礼の品として決定した商品等を変更・辞退する場合は、必ず事前に本市または委託事業者に連絡すること。

8 お礼の品の発送等

協力事業者は、お礼の品の発送について、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本市または委託事業者からの発注に対し、遅延なく速やかに発送すること。
- (2) 返礼品の発送および品質等に対する苦情があった場合は、協力事業者が責任を持って丁寧に対応するとともに、速やかに本市または委託事業者へ報告すること。
- (3) 本市が依頼した場合は、パンフレットやチラシ等の同封に対応すること。

9 お礼の品代金の支払い

お礼の品代金は、委託事業者が協力事業者の指定する金融機関口座に振り込むことにより支払うものとする。振込手数料は協力事業者の負担とする。

10 個人情報の取扱い

本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および小浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年小浜市条例第16号）を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品等の発送以外の目的に使用しないこと。

11 その他留意事項

- (1) 返礼品を送付するにあたり、本市の信頼を損ねることがないように、実施にあたっては、本市および委託事業者と綿密に協議を行い、また、その指示に従うこと。
- (2) お礼の品の安定供給が見込めなくなった等、商品の発送に支障が生じる場合は、速やかに本市または委託事業者に連絡すること。
- (3) 食品をお礼の品として取り扱う協力事業者は、食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備および保存を行うとともに、本市からの調査・確認に応じること。
- (4) 協力事業者およびお礼の品が本要項に定める要件などを満たさなくなった場合または、ふるさと納税制度の変更などにより提供される商品がお礼の品としてふさわしくないと判断された場合には、登録を取り消す場合がある。この場合、取り消しにより生じた不利益については、全て協力事業者が負うものとする。特に、食品の産地偽造等により、国が定める地場産品基準や食品表示法への違反が認められた場合は、本市の協力事業者の登録を解除するとともに、寄附者への補償に要する費用および本市に対する損害賠償を請求することがある。
- (5) 協力事業者は、各々のホームページやSNS等において、ふるさと納税ポータルサイトのバナー広告およびリンクの掲載や情報発信、また県外で事業者が行うイベント等において積

極的に寄附の呼びかけを行うなどして、本市のふるさと納税のPRに努めるものとする。

1 2 応募・問い合わせ先

〒917-8585 小浜市大手町6番3号 小浜市役所企画部未来創造課

TEL : 0770-64-6008 FAX : 0770-53-0742 Mail : furusato@city.obama.lg.jp

附則

この要項は、令和6年6月10日から施行する。

附則

この要項は、令和6年8月5日から施行する。

小浜市ふるさと納税協力事業者登録申込書

「小浜市ふるさと納税寄附協力事業者登録要項」記載の内容を理解し、下記の要件を満たす者および商品であることを確認した上で申込みします。また、市税の滞納がないことを確認するため、私の市税の滞納状況を照会することに同意します。

要件	チェック (レ点)
(1) 小浜市ふるさと納税協力事業者登録要項に規定する「2 要件」に該当する事業者である。	
① 市内に本社、支社、事業所、工場等のいずれかを有する法人、団体または個人事業者であること。もしくは、平成31年総務省告示第179号第5条第8号に該当するお礼の品を提供しているものであること。	<input type="checkbox"/>
② 市税の滞納がないこと	
③ 暴力団等の反社会的勢力でない者、または反社会的勢力と関係を有する者でないこと	
(2) 小浜市ふるさと納税協力事業者登録要項に規定する「3 お礼の品」に該当する商品である。	
① 平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準に該当していること	<input type="checkbox"/>
② 本市の魅力や特産品等のPRにつながるものであること	
③ お礼の品の品質および数量について、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定、数量限定として供給可能なものはこの限りではない。	
④ 本市のふるさと納税業務の委託を受けた事業者からの発注後、協力事業者自らが、速やかに発送できるものであること	
⑤ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示法、不当競争防止法等、関係法規を遵守しているものであること	

小浜市長 様

所在地：

事業者名：

代表者名：

電話番号：

担当者名：

担当者メールアドレス：